

消 防 予 第 1 5 8 号
平成22年 3月31日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

住居利用型の児童福祉事業に係る消防法令上の取扱いについて

児童福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に小規模住居型児童養育事業、同条第9項に家庭的保育事業がそれぞれ規定されたことを踏まえ、消防庁では、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」（座長：室崎益輝 関西学院大学総合政策学部教授）において必要な対応について検討を行ってきたところです。この検討結果を受け、これらの事業が行われる住居利用型の施設に関する消防法令上の位置付け等については、下記のとおり取扱うことが適当であると考えられますので、お知らせします。

つきましては、下記事項に御留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 小規模住居型児童養育事業に関する事項

小規模住居型児童養育事業は、養育する児童の年齢層が0歳から18歳までと幅広く、5～6名の定員の中で、一定の避難介助を要する乳幼児が利用する蓋然性は高いとは言えない。むしろ、養育者の居宅において、収入を得ながら一定の人員を居住させている点に着目すれば、その実態は下宿・共同住宅等と共通する面が多いと考えられる。

このため、通例、同事業が行われる施設は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物には該当せず、別表第1（5）項ロに掲げる防火対象物に該当することが一般的と考えられる。

なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、令別表第1(6)項口又はハに掲げる防火対象物として取り扱うことが適当と考えられる。

また、同事業を行う施設については、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第111号。以下「児童規則」という。)第1条の20において、「軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。」とされているところであり、関係行政機関との連携により、防火対策を徹底するとともに、避難誘導體制の確保を図られたい。

2 家庭的保育事業に関する事項

家庭的保育事業が行われる施設は、乳幼児を対象として保育を行う施設であり、業態としては保育所と同様であるため、消防法令上の用途区分としては、令別表第1(6)項ハの区分に該当すると考えられる。

ただし、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合には、同事業に供される部分の規模が極めて小さいことが一般的であり、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号)2(1)により、全体として一般住宅として取り扱われるケースが多いと考えられる。

なお、同事業を行う施設については、児童規則第36条の38第1項第4号へにおいて、「火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。」とされているところであり、関係機関との連携により、防火対策を徹底するとともに、避難誘導體制の確保を図られたい。

担当 消防庁予防課 塩谷、浅海 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--